

概要書

令和元年度				事後評価	
事業名（箇所名）	西ヶ原研修合同庁舎	担当課	宮繕部調整課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	小泉 洋		
実施箇所	東京都北区西ヶ原2-2-1				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地： 18,958 m² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 ・規模： 20,365 m² 				
事業期間	事業採択	平成 20 年度	完了	平成 28 年度	
総事業費（億円）	110				
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> 入居官署が使用していた庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、研修業務に支障が生じていた。 このため、東京都区内に位置する各省庁の研修施設を集約・立体化して国有地の有効活用を図るとともに、利用者の安全・安心と利便性を確保する施設の整備を行うものである。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標：官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標：環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する</p>				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・環境安全性及び耐用・保全性について、特に充実した取組がなされており、官庁宮繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容> 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。</p>				

施設名： 西ヶ原研修合同庁舎

事業場所： 東京都北区西ヶ原2-2-1

概要図
(位置図)

